

様式3（第4条関係）

年　月　日

札幌市長様

認可申請者

住所

氏名

事業変更認可申請書

年　月　日付け終身認可第　　号で認可を受けた事業について、高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認可を申請します。

記

|        |      |  |
|--------|------|--|
| 事業認可番号 | 第　　号 |  |
| 変更内容   | 旧    |  |
|        | 新    |  |
| 変更理由   |      |  |
| 添付書類   |      |  |

注)　・添付書類：要綱第2条に掲げる書類のうち当該変更に係るもの。

・認可申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

備考)　・この様式により難いときは、これに準じて別の様式を用いることができる。  
・別紙は当該変更に係らない場合、添付を省略することができる。

別紙

1. 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

次の者を終身建物賃貸借に係る賃借人とする。

(注) 「賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項」における賃借人は、法第52条第1項の規定に該当するものをいう。

2. 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項

|                     |   |
|---------------------|---|
| 賃貸借契約の締結<br>に関すること等 | <input type="checkbox"/> 書面によって契約をする建物の賃貸借であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了する賃貸借（終身建物賃貸借）をするものであること。<br><input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃借人となろうとする者から仮に入居する旨の申出があった場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。<br><input type="checkbox"/> 権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであること。<br><input type="checkbox"/> 入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をするものであること。<br><input type="checkbox"/> 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する工事の完了前に、敷金を受領せず、かつ、終身にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領しないものであること。 |
| 賃貸借契約の解除<br>に関すること  | <input type="checkbox"/> 認可事業者は、法第59条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、解約の申入れをすることができるものであること。<br><input type="checkbox"/> 賃借人は、法第60条各号のいずれかに該当する場合には、解約の申入れをすることができるものであること。  |
| その他賃貸の条件<br>に関すること  |   |

(終身上にわたって受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 前払金の<br>算定の基礎   | <input type="checkbox"/> 前払金の算定の基礎が書面で明示されるものであること。   |
| 前払金に対する<br>保全措置 | <input type="checkbox"/> 前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて、当該前払金に係る債務の銀行による保証その他の国土交通大臣が定める保全措置が講じられるものであること。 |

3. 賃貸住宅の管理の方法

|         |  |
|---------|--|
| 賃貸住宅の修繕 | <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。  |
| 備付図書    | <input type="checkbox"/> 以下が備え付けられるものであること。<br><input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸借契約書<br><input type="checkbox"/> 家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類 |

4. 事業が基本方針及び高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨

|                                   |
|-----------------------------------|
|                                   |
| (注1) 「基本方針」は、法第3条第1項に規定する基本方針をいう。 |

(注2) 「高齢者居住安定確保計画」は、事業が市町村高齢者居住安定確保計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては市町村高齢者居住安定確保計画、都道府県高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては都道府県高齢者居住安定確保計画をいう。